

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第17条の規定による情報の公表

1 職員に占める女性職員の割合（平成31年4月1日現在）

職員のまとめり	女性の割合
警察官	10.6%
警察行政職員	45.5%
非常勤職員	43.4%

2 男女別の育児休業取得率（平成30年度）

職員のまとめり	女性取得率	男性取得率
警察官	100%	2.1%
警察行政職員	100%	0.0%
非常勤職員	対象者なし	対象者なし

※女性：「育児休業をした女性職員数」÷「出産した女性職員数」×100
男性：「育児休業をした男性職員数」÷「配偶者が出産した男性職員数」×100
（育児休業のほか、育児短時間勤務、部分休業を含む。）

3 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率（平成30年度）

	取得率
配偶者出産休暇	98.0%
育児参加のための休暇 （配偶者の出産に係る子の養育休暇）	97.0%

※「配偶者出産休暇又は育児参加のための休暇を取得した男性職員数」÷「配偶者が出産した男性職員数」×100

※「配偶者出産休暇」：職員の妻の出産に伴い、入院の付添い等をする場合に与えられる。（2日以内）

※「配偶者の出産に係る子の養育休暇」：職員の妻が出産する場合、子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるときに与えられる。（5日以内）

4 年次休暇取得率（平成30年中）

取得率	53.5%
一人当たりの使用日数	10.6日

※「職員が取得した年次休暇の日数」÷「職員に付与された年次休暇等の日数（繰越日数を除く）」×100

※「年次休暇」：1年に20日（新規採用の年は、採用月に応じて定められた日数）与えられる。残日数は、20日を限度として翌年に繰り越すことができる。